

狩猟者になるには

山形県ではシカ・イノシシ等による農林業や生態系への被害をふまえ、人と野生鳥獣の共生の担い手となる、狩猟者の確保・育成に取り組んでいます。以下では、実際に狩猟を行うまでの流れを簡単に紹介します。

取得する免許を決める

狩猟免許には網、わな、第一種（散弾銃など）、第二種（空気銃）の4種類があります。目的に合わせて、自分が取得する免許を選びましょう。

銃の所持許可を取得する（銃猟のみ）

散弾銃、空気銃を所持するためには、狩猟免許とは別に、「銃の所持許可」を取得する必要があります。狩猟免許と銃の所持許可はどちらを先に取得しても構いません。取得には一般的に半年ほどかかります。

詳しくは最寄りの警察署に確認してください。

初心者講習会を受ける（任意）

山形県猟友会が開催する、狩猟免許を取得したい方向けの事前講習会です。受講は任意ですが、知識試験の出題範囲が詳しくわかるほか、実技試験の猟具の取り扱いを学習できる貴重な機会です。

狩猟免許試験を受ける

山形県が実施する狩猟免許試験を受験します。試験は知識試験、適性試験、実技試験で構成され、全てに合格することで狩猟免許が交付されます。

詳しくは県のホームページなどで確認してください。

https://www.pref.yamagata.jp/kurashi/shizen/seibutsu/7050011copy_of_about_hunting.html

合格

猟具を用意する

網、わなは市販のもののほか、自作のものを使用することもできます。ただし、網、わなの中には市販されていても使用が禁じられていて、使用するために許可を必要とするものがあるので注意が必要です。

散弾銃や空気銃は、所持許可を取得したうえで購入する必要があります。

狩猟者登録を受ける

狩猟免許を取得しただけでは狩猟を行うことはできません。狩猟者登録を行うことで初めて狩猟ができるようになります。

狩猟に出る

いよいよ狩猟者としてのスタート地点です。実際に狩猟に出たり、地元の猟友会の先輩に教わりながら、安全で確実な狩猟の技術を磨いていきましょう。

【お問い合わせ先】

山形県環境エネルギー部 みどり自然課 自然環境担当 TEL023-630-3404



狩猟

Q

&

A

Q 狩猟で捕獲できる鳥獣に制限はあるの？狩猟は免許を取ればいつでもできるの？

A 狩猟で捕獲できる鳥獣は狩猟鳥獣として定められており、現在は鳥類 28 種、獣類 20 種の合計 48 種が狩猟鳥獣に定められています。

また、狩猟は狩猟期間として定められた期間以外には行えません。狩猟期間は都道府県ごとに定められており、山形県の狩猟期間は以下のとおりです。

基本的な狩猟期間	11 月 15 日～翌年の 2 月 15 日
カモ類の狩猟期間	11 月 1 日～翌年の 1 月 31 日
イノシシ、ニホンジカの狩猟期間	11 月 15 日～翌年の 3 月 31 日

Q 狩猟を行うにはどのくらい費用がかかるの？

A 狩猟免許を取得し、狩猟者登録を行うまでの一般的な費用は以下のとおりです。

		網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
初期費用	初心者講習会受講料（任意）	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円
	狩猟免許試験受験料	5,200 円	5,200 円	5,200 円	5,200 円
	銃の所持許可取得にかかる費用 ※1	-	-	63,600 円	17,300 円
毎年かかる費用	狩猟者登録手数料 ※2	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円
	猟友会年会費（共済掛金含む）※3	6,300 円	6,300 円	9,800 円	7,300 円
	狩猟税	8,200 円	8,200 円	16,500 円	5,500 円
	合計	26,500 円	26,500 円	101,900 円	42,100 円

※1 銃の所持許可取得にかかる費用は標準的なものを記載しています。

※2 狩猟者登録を行うには、保障額が 3,000 万円以上の共済または損害賠償保険に加入するか、これと同等の賠償能力を証明することが必要です。

※3 大日本猟友会の狩猟事故共済に加入していれば、※2 の条件を満たすことになります。

また、実際に狩猟を行うためには、こうした費用とは別に、猟具の購入費用等がかかります。県内の市町村や山形県猟友会では、これらの費用の一部に補助を行っていますので、詳しくはお住まいの市町村や山形県猟友会にお問い合わせください。

Q 農作物が鳥獣から被害を受けて困っているけど、鳥獣の捕獲で被害を軽減できる？

A 鳥獣の捕獲は有効な対策の一つですが、捕獲のみで被害を軽減することは困難です。また、狩猟期間外に有害鳥獣の捕獲を行うためには、様々な要件を満たして許可を受ける必要があり、免許を取得してもすぐに捕獲が行えるわけではありません。

農作物への被害を減らすためには、鳥獣の侵入を防ぐ柵の設置や、藪の刈り払いなど、様々な対策を組み合わせる実施することが重要です。

鳥獣の被害でお困りの場合は、お住まいの市町村にお問い合わせいただくことをお勧めいたします。